

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	建設局道路河川部河川課 （06-6615-6833）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	流水の占用の許可
概要	河川法では、河川の流水を占用しようとする者は河川管理者の許可を受けなければならないとしています。この「流水の占用」とは、河川の流水を排他的かつ独占的に継続して使用することをいい、灌漑用（農業用）、水力発電用、工鉱業用、上下水道用など河川の流水を占用しようとする場合は河川管理者の許可を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	河川法第23条 河川法第26条第1項
審査基準	以下の基準に該当すること。 ・ 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ・ 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ・ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利利用の許可に係る取水を行えるものであること。 ・ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利利用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
標準処理期間	30日～40日
経由日数	なし
提出先	建設局道路河川部河川課
提出時期	随時
提出方法	流水占用料等許可申請書および関係書類を建設局道路河川部河川課へ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	建設局道路河川部河川課
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000002580.html
備 考	